

福岡市の保育園における外国籍園児の実態について

～2019年度のアンケート調査より～

Current Situation of Foreign Nationality Children in Fukuoka City Nursery Schools
: A Questionnaire survey from 2019

前田 聖悟

要旨：

本研究の目的は日本保育協会が2008年に取りまとめた『保育の国際化に関する調査研究』において外国人児童が入所している保育所について、自治体による把握が追いついていないと指摘されている福岡市に焦点をあて、福岡市における外国籍児の現状と実態を明らかにし、地域の持つ特徴を踏まえたうえで外国籍児の受入れや保育をおこなうにあたっての課題解決に向けての展望について考察を行うことである。

2019年に福岡市保育協会所属の278の保育園に対して行った外国籍児に関するアンケート調査を分析した結果、全国平均に比べ福岡市の保育園における外国籍児の在籍割合は高く、その中でも中国籍の園児が圧倒的多数を占めていることが明らかになった。中国籍の園児が多いことを踏まえ、保育園が行っている配慮の中で特に言語に関する課題に着目し今後の展望について考察を行っている。

Abstract：

The purpose of this study is to clarify the current situation and actual conditions of children of foreign nationalities in Fukuoka City. The "Research and Study on the Internationalization of Childcare" compiled by the Japan Childcare Association in 2008, highlighted that local governments have not been able to keep up with the number of foreign children enrolled in their daycare centers, the prospects for solving problems in accepting and caring for foreign children should be examined based on the characteristics of the region.

Analyzing the questionnaire survey on foreign children, conducted in 2019, in 278 nursery schools belonging to the Fukuoka City Childcare Association, it was found that the percentage of foreign children enrolled in nursery schools in Fukuoka City is higher than the national average, with children of Chinese nationality accounting for the overwhelming majority among them.. In light of this finding, we focus on the issues related to language among the considerations provided by nursery schools and discuss the future prospects.

キーワード：外国籍児、外国にルーツを持つ子ども、多文化共生保育、母語

Keywords : foreign nationality children, children with foreign roots, multicultural childcare, native language

I. はじめに

近年、日本における在留外国人数は全国的に増加の一途をたどっている。平成8年から平成28年の20年間で在留外国人数は100万人以上増加し、ここ数年も特別永住者を除き、在留外国人数は概ね増加傾向にある。その背景には人材不足が深刻な14業種を対象に、一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労を認めることになる新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が2019年4月1日に施行されたことがある。新制度では受入れ外国人を労働者と位置づけ、日本人と同等以上の労働条件の確保や各種社会保険制度への適応の遵守が企業に強く求められている。これにより政府は2019年度に最大で4万7550人、5年間で約34万5000人の外国人労働者の受け入れを見込んでいた。しかし、2020年から新型コロナウイルス

(COVID-19) が全世界的に蔓延し、日本も水際対策に係る措置を継続的に行ってきた。令和2年12月26日にはすべての国・地域からの新規入国の一時停止が発表され、その後も防疫措置の強化が繰り返されてきた¹⁾。そういった影響もあり2020年度の在留外国人数は前年度比で-1.8%の2,887,116人とどまっている²⁾。一方で本研究の対象地域となっている福岡県福岡市における2012年12月から2017年12月までの在留外国人の増加率は21大都市中全国1位の42.6%となっており、増加数でも全国5位となる10,716人となっている。幼稚園、保育園を利用する多くの保護者の世代に当たる20歳から30歳までの外国人人口割合は実に9%にのぼる³⁾。一時的な新型コロナウイルス感染拡大による影響はあるもののこういった若い世代が日本で家族を持つ可能性や将来的に家族を帯同することを考えると、外国籍児、外国にルーツを持つ子どもの人口がさらに増加し、今後多文化保育に対するニーズは高まっていくことが予想される。

II. 研究の目的

このように地方も含めた日本の急激な国際化は保育の現場においても多様な影響を与え、多くの課題も顕在化している。それに伴い近年外国にルーツを持つ子どもに関する様々な研究もすすんでいるが、地域により在留外国人の数や国籍等にも違いがありそれぞれの地域の外国籍児、その保護者の持つニーズは様々である。こういった現状を受け平成29年に告示された保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型こども園教育・保育要領では外国籍の子どもへの配慮や保護者への配慮が示されている。また、令和元年6月には外国人財受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて「外国人財の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」が決定され、その中で「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭などに対する適切な支援が行われるよう要請する」こととされた。しかしながら、国際化に関する調査研究報告書－平成20年度－⁴⁾によると各地方自治体管下の保育所で、外国人児童が入所している保育所について、その把握状況を尋ねたところ、把握している自治体は、22都道府県（46.8%）、9政令指定都市（52.9%）、19中核市（47.8%）、計50自治体（48.5%）となっている。また、平成11年に行われた同調査と比較すると中核市の把握は88.0%から48.7%とかなり減少し、把握が追いついていないことが指摘されている。

そこで本研究では同調査において外国人児童が入所している保育所の把握が追いついていないと指摘されている地域の一つである福岡県の政令指定都市である福岡市に焦点をあて、保育園における外国籍児の在園状況や国籍、外国籍児の受入れを行うにあたりどのような配慮が行われ、どのようなことが課題として認識されているのか等、現状と実態を明らかにしていくことを目的とする。

III. 研究の方法

本研究では2019年度に福岡市保育協会所属の認可保育園278園に対し実施したアンケート調査から、外国籍園児の在籍の状況、出身国、母語等の実態について及び園児並びに保護者に対する配慮や対応についてそれぞれの調査結果をもとに分析を行う。そのうえで現状と実態を明らかにし、地域の持つ特徴を踏まえたうえで外国籍児の受入れや保育をおこなうにあたっての課題や課題解決に向けての展望などについて考察を行う。

IV. 福岡市における在留外国人の推移とグローバル化に対する施策

福岡市は地理的にも歴史的にもアジアとのつながりが深く、福岡都市圏の核として発展を続けている都市である。経済、学術、文化など様々な面でアジアと交流し、グローバル化の進展とともに定住・永住する在留外国人の数は年々増加を続けている。福岡市における過去10年間の在留外国人の推移は図1のとおりである。

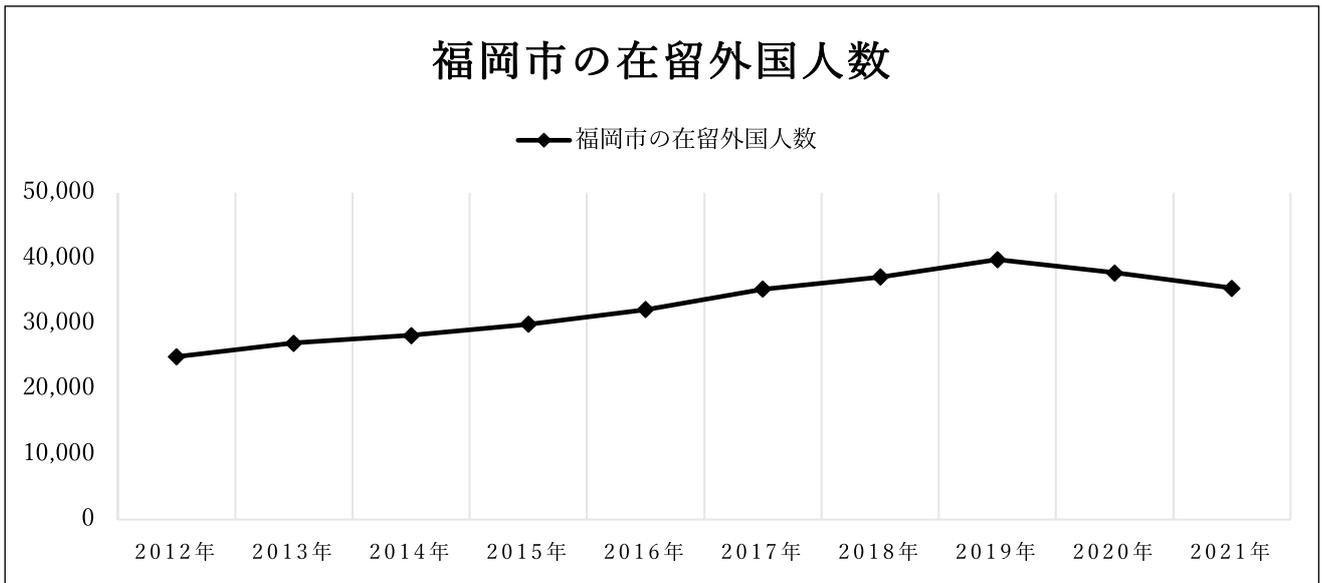


図1.「福岡市の在留外国人数の推移（福岡市市民局総務部区政課「国籍等別外国人数（令和2年7月末現在）」をもとに筆者作成）」

2019年12月初旬に第1例目の感染者が報告され、その後世界的な蔓延を見せている新型コロナウイルス（COVID-19）の影響がみられる2020年、2021年は減少に転じているが、それまでは年間約2000人から3000人のペースで在留外国人数が増加していることがわかる。新型コロナウイルス（COVID-19）の影響がみられる前の2019年では福岡市全体の人口1,541,383人に対し在留外国人数が37,179人となっており全体における在留外国人の割合は実に2.4%に及んでいる。これは福岡市民の50人に1人以上が外国人であることとなり、福岡市が在留外国人を身近に感じる都市であることがわかる。

また、福岡市は福岡市基本構想にて市をアジアの交流拠点都市と位置付けており、福岡市の政策推進プラン⁵⁾においても「施策8-5 グローバル人材の育成と活躍の場づくり」の中で「国際感覚を身につけるためのさまざまな文化交流の機会を子どもや若者に提供し、グローバルに活躍できる人材を育成します。また、福岡で学ぶ留学生の学習環境を整え、地元での就業などによる定着を図ります」とし、成果指標として次のように目標値を設定している。

表1.「福岡市におけるグローバル人材の育成・集積に関する成果指標」

指標項目	初期値	現状値	目標値 2024(令和6)年(度)
外国語で簡単な日常会話ができると思う生徒の割合	35.9% (2011年度)	59.0% (2019年度)	80%
就労目的の在留資格をもつ外国人の数	2,702人 (2012年)	6,013人 (2019年)	8,000人

福岡市総務企画局（2021）「政策推進プラン（第9次福岡市基本計画 第3次実施計画）」より

そして、「施策8-8 アジアをはじめ世界の人にも暮らしやすいまちづくり」の中では「海外の多様な文化を理解し外国人とも隔たり無く交流できるよう、市民の意識の涵養に努めるとともに、日常生活に必要な情報提供などの支援を外国人に行うなど、日本人のみならず外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくりを進めます」とし成果指標として次のように目標値を設定している。

表2.「福岡市における外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくり（多文化共生の推進）に関する成果指標」

指標項目	初期値	現状値	目標値 2024(令和6)年(度)
在住外国人の住みやすさ評価 (福岡市は住みやすいと感じる在住外国人の割合)	58.7% (2011年度)	61.4% (2019年度)	67% (2022年度)
福岡市に住んでいる外国人の数	24,155人 (2012年)	38,383人 (2019年)	45,000人

福岡市総務企画局（2021）「政策推進プラン（第9次福岡市基本計画 第3次実施計画）」より

こういった多文化共生の推進に関する目標値の設定からも、今後福岡市は留学、就労の在留資格を持った外国人を積極的に受け入れ、外国人にとっても住みやすい街づくりをベースに多文化共生をすすめていく方針であることがうかがえる。これは福岡市を生活の拠点とし、家族を持ち生活を送っていく外国人が増加していくことを意味し、ますます幼児教育機関における外国籍の子どもの保育に対するニーズは高まっていくものと思われる。そして、現在は一時的に減少傾向にある福岡市の在留外国人数ではあるが、新型コロナウイルス(COVID-19)の影響が来日に影響しないレベルまで鎮静化し、外国との往来が2019年以前と同程度の状況に戻れば福岡市の在留外国人数はまた増加に転じ、新たな定住者、永住者を呼び込む動きも強まってくる可能性は高い。

V. アンケート調査結果

本研究では2019年に実施したアンケート調査の中から1、外国籍児の在籍している地域2、在籍の有無3、外国籍児の年齢、国籍4、外国籍児に対して配慮していることの4つの項目に着目し調査結果をまとめ分析をおこなっている。1～3については選択式の回答に対し単純集計によって、4の項目に関しては自由記述のため、テキストマイニングの手法を用い特徴語抽出による分析を行っている。尚、アンケート調査では外国にルーツを持つ子どもという表記ではなく外国籍児という表記を行った。これは自治体が行っている統計調査が国籍をもとに行われており、アンケート調査の結果と各統計上の数値との比較検討を行う際に整合性を図るためである。しかし、通常、保育所等において子どもの国籍を正確に把握することは行っていないことが考えられるため、今回のアンケート調査によるデータはあくまで保育所の認識によるものであり、そのまま実態として捉えることができないことに留意が必要となる。また、アンケート調査にあたっては倫理的配慮として本論文作成以外の目的には使用しないことを文書で説明し、回答により保育園の特定ができないよう配慮した。

アンケート調査では福岡市保育協会所属の認可保育園278園中94園から回答を得られ回答率は33.8%であった。

1. 保育所における外国籍児の在籍状況

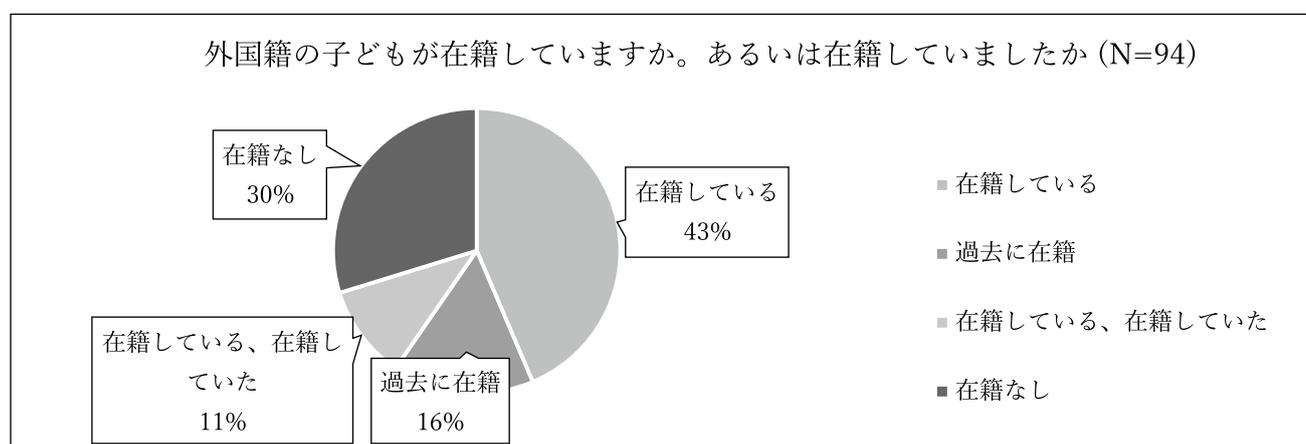


図2. 「外国籍の子どもが在籍している、あるいは在籍していたか」

図2では外国籍の子どもの在籍状況について7割の園で「在籍している」、もしくは「過去に在籍していた」という結果が得られた。これは令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業による外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究報告書の中で示されている、全国の保育所に対する外国籍等の子どもの在籍状況のアンケート結果60.2%⁶⁾よりも1割程度多い結果となっている。福岡市は在留外国人の増加に伴って、他の地域に比べ保育園における外国籍の子どもの在籍が全国的に見ても多いことがわかる。また、在籍なしの園についても「国籍は日本であるがハーフの子どもはいる」「両親は外国の方であるが国籍が確認できていない」などの記述があり、今調査では対象としていないが外国にルーツを持つ子どもが一定数存在することもわかった。このことから外国にルーツを持つ子どもまで含めればさらに多くの園で多文化保育及び子ども、保護者に対する特別な配慮を必要としている現状があることが推察される。

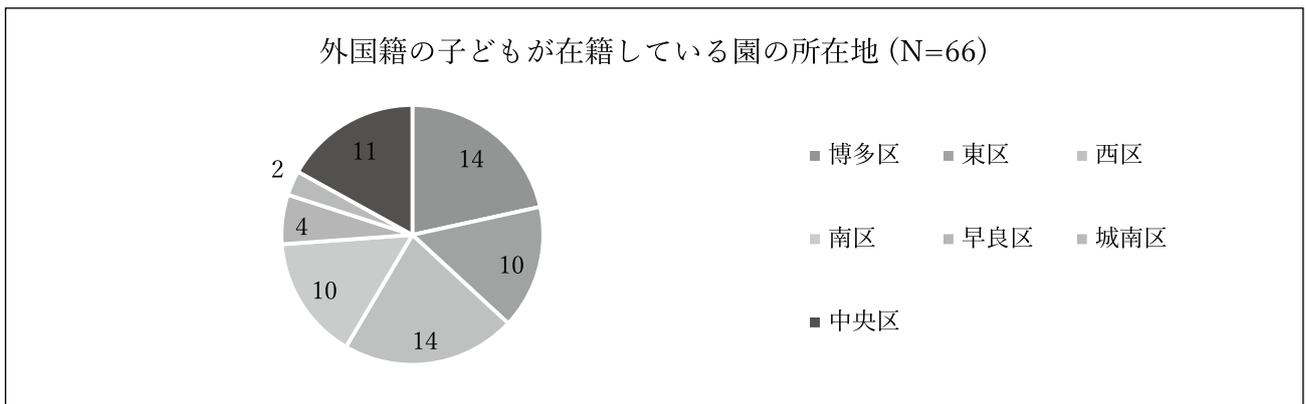


図3. 「外国籍の子どもが在籍している園の所在地」

表3の結果からは外国籍の子どもが「在籍している」、「過去に在籍していた」園の所在地は早良区、城南区で少ないものの、他の区では大きな差は見られない。令和2年7月のそれぞれの地域の在留外国人人口を見ていくと博多区9,285人、東区10,500人、西区4,974人、南区6,243人、早良区2,737人、城南区1,317人、中央区4,986人となっている⁷⁾。早良区、城南区では在留外国人の人口が他の区に比べると少なく、アンケート調査結果で得られた外国籍児が在籍している園の所在地と各区の在留外国人数とは一定の相関関係があることがわかる。地域の在留外国人数の偏りの原因として、かつて九州大学の箱崎キャンパスがあった東区、新たに九州大学の伊都キャンパスが移転した西区、日本語学校が多い博多区、南区の4つの区に在留外国人が集中していることが考えられる。これは、福岡市は在留資格「留学」の在留外国人数が多いことと関係しており、大学、日本語学校が多い地域に多くの在留外国人が居住し、地域の保育園を利用していることが予測できる。先述した福岡市の基本都市構想や政策推進プランからも今後留学生及びその家族・関係者がこういったエリアを生活の拠点とし、在留外国人の居住が進み、さらに保育園における外国籍の子どもの在籍が増えていくことになるだろう。

2. 外国籍児の年齢ごとの人数

在籍している子どもの年齢としては0歳児がやや少なく、他の年齢には大きな差異は見られなかった。在籍している子どもの国籍については図5にて詳しく後述するが、在籍している子どもの国籍としては圧倒的に中国籍が多い。そのことから0歳児の在籍が少ないことは中国の保育・教育のシステムや子育て観に何かしらの影響を受けていることが考えられる。陳(2018)によると中国では1950年代から1990年代まで保育機関が活躍していた。しかし現在、保育機関の数が極めて少なくなっている。さらに、中国の0～3歳の保育は、管轄する機関が定まっておらず、関連する政策や規則も設定されていないという現状がある⁸⁾。中国では3歳以降を幼児教育と位置付けており、0～3歳児への公的なサポートとしては政府による職業資格「育嬰師」による家庭訪問が主体となっている。また、0歳児に関する家庭保育について、李(2015)は「特に0歳からの家庭保育では、一人っ子政策採用後、父母のほかに両方の祖父母が熱心に参加することが多くなり、その支援が

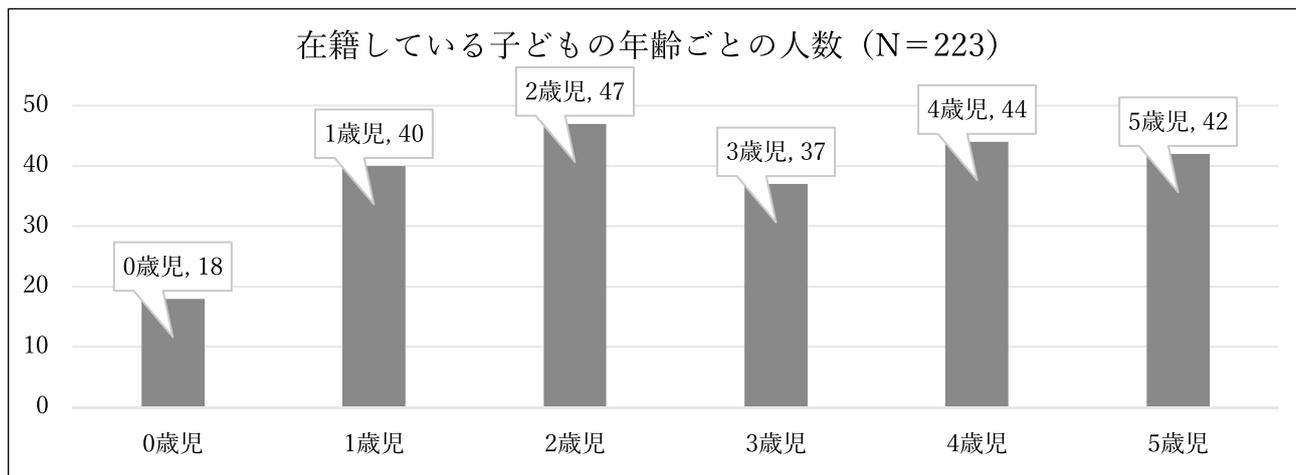


図4.「在籍している子どもの年齢ごとの人数」

得られない場合には、家政婦も兼ねる住み込みのベビーシッターの雇用も多く行われている。」⁹⁾と述べている。つまり、日本では待機児童の問題でも注目され需要の高い0歳児の保育だが、中国の保育・教育システムの日本との違い、中国における一人っ子政策の実施によるベビーシッターの普及、通常祖母祖父から協力を得られるなどの理由から現在の中国の子育て世代の子育て観として0歳児は家庭で保育するという感覚を強く持っているとも考えられる。こういった要因も0歳児の在園が少ないことと関連している可能性が考えられる。

3. 在籍している外国籍児の国籍

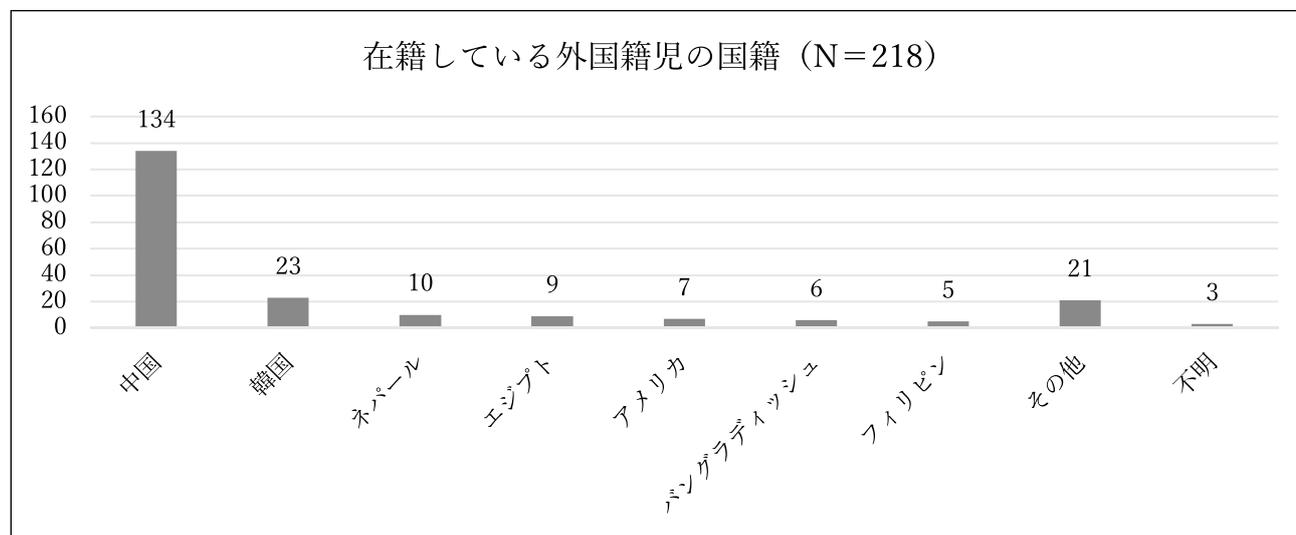


図5.「在籍している外国籍児の国籍」

在籍している外国籍児の国籍に関しては中国籍が圧倒的に多く、次いで韓国、ネパール、エジプトとなっている。中国籍の子どもは2番目に多い韓国と比較しても6倍近い在籍があり、全体の60%以上を占めている。福岡市における国籍別在留外国人数は中国11,950人、ベトナム6,604人、韓国又は朝鮮6,460人、ネパール5,337人、フィリピン1,301人となっており¹⁰⁾福岡市は中国籍の在留外国人が多いことがわかる。先述したように福岡市は外国人留学生の受け入れを積極的に推し進めている九州大学を抱えていることから、県内でも留学の在留資格で滞在する在留外国人が多い都市となっている。九州大学は世界91の国や地域から2,270人の留学生を受け入れており、これは令和2年度の時点で国立大学の中で4番目の多さとなっている¹¹⁾。そしてその中で50%以上を占めているのが中国からの留学生である。こういった福岡市という都市の性格と中国籍の子どもが圧倒

的に多いという調査結果には強い関連性が認められる。同じ福岡県内であっても北九州市では技能実習生の増加に伴い、ベトナム、フィリピン国籍の在留外国人が著しく増加している¹²⁾。このようにそれぞれの都市が持つ特徴に応じ、そこで生活する在留外国人の国籍等も大きく変わってくるのが読み取れる。

4. 外国籍児に関し配慮していること

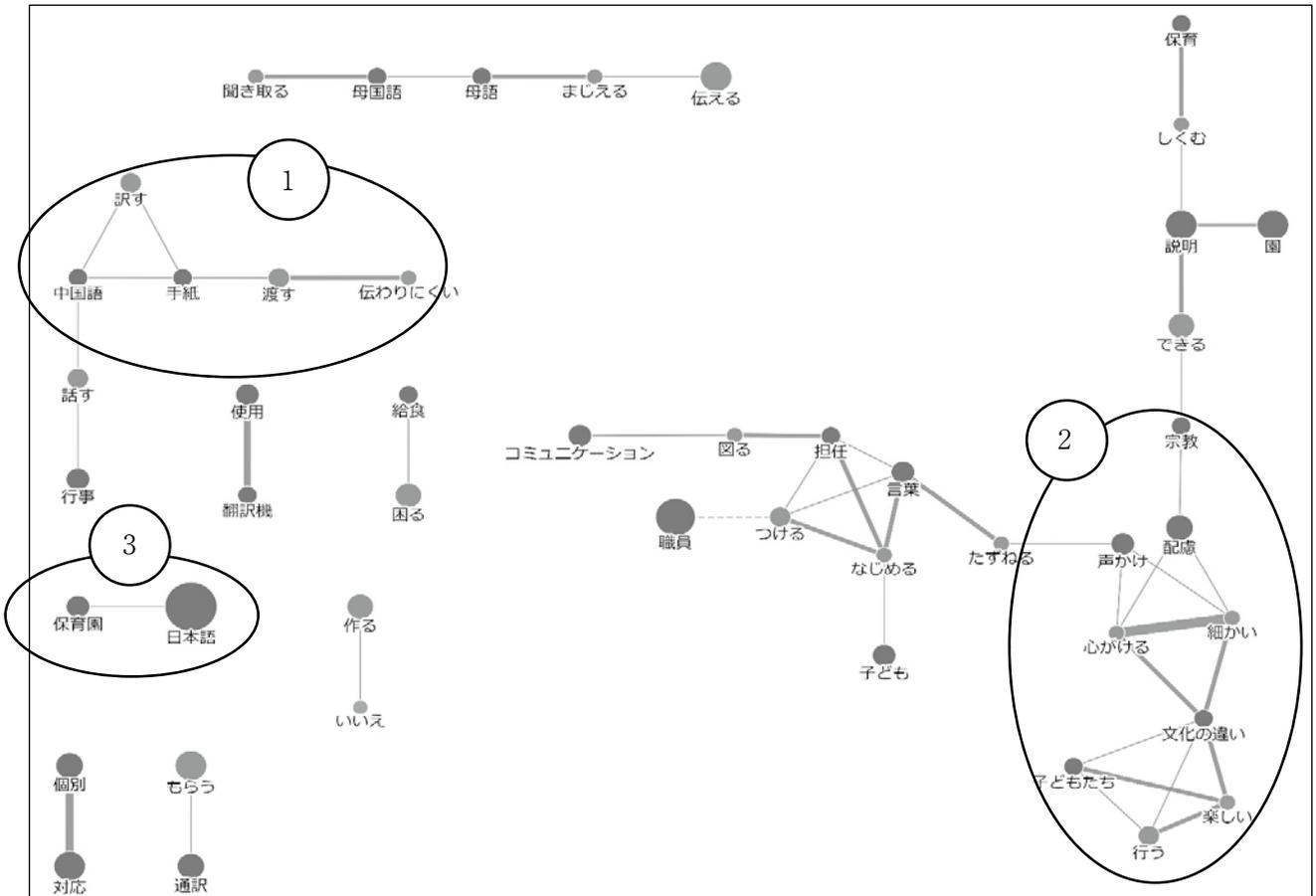


図6.「外国籍児に関し配慮していること 共起キーワード分析図」

外国籍児に関し配慮していることではテキストマイニングの手法を用い、自由記述の中から文章中に出現する単語の出現パターンが似たものを線で結んだ共起キーワードを作成した。ここでは①「中国語を中心としたカテゴリー」②「文化の違いを中心としたカテゴリー」③「日本語を中心としたカテゴリー」の3つの点に着目した。①の「中国語を中心としたカテゴリー」では中国語での伝わりにくさを実感している記述が多くみられ、その対策として保護者対応としては翻訳機などを使用しながら園から家庭への手紙を翻訳する、通訳を交えて保護者とのやり取りを行う、日本語、中国語が堪能な保護者を通してコミュニケーションを図るなどの配慮を行っていることがわかった。そして、子どもに対しては絵カードの使用という記述が多くみられ、他にも生活に必要な言葉を保護者から聞き取り、保育の中で使用するなどの対応も行っていた。また、言語での意思疎通の難しさと合わせて文化的背景を理由とした園行事や生活全般に関わる部分の相互理解の難しさに関する記述などもみられている。英語であれば多少のコミュニケーションは図れるが、中国語になると職員と保護者の間で意思の疎通を図ることが一気に困難になるケースが多いことがうかがえる。これは英語以外の言語全般に関して言えることではあるが、福岡市の場合は図5で示したアンケート調査結果からも特に中国語に対するニーズが高いことがわかる。②の「文化の違いを中心としたカテゴリー」の中では宗教への配慮、細かい声掛けの配慮、文化の違いに考慮した子どもたちが楽しいと思える保育内容について配慮を行っているとの記述が多く

みられた。この中で少数ではあるが宗教上の配慮に関してイスラム教徒の子どもへの宗教食の対応に困難さを抱えている記述がみられ、園による対応もハラールフードの提供から除去食程度までその対応には幅があった。世界的にイスラム教徒の人口比率が高いエリアは北アフリカから中近東、アジアとなっており、今回のアンケート調査結果である図5からイスラム教圏の外国籍児はエジプト国籍、バングラディッシュ国籍を中心にごく少数であることが推察できる。しかし、宗教上の配慮は私たち日本人にはなじみのないものも多く、保護者からの正確な情報をもとに合理的配慮を行っていく必要があり、同じ宗教であっても宗派や個人の信仰の度合いによって配慮事項は多種多様に及ぶ。このことが具体的な対応の困難さにつながっていることが考えられる。③の「日本語を中心としたカテゴリー」では外国籍児の園での使用言語と母語に関する記述が多くみられた。具体的な記述として「保護者との話し合いの中で園と家庭での使用言語を決めていた」「日本語能力は問題なく、特別な配慮は不要」「母国語をどちらにするのか保護者に聞き取りを行う」「保育園では日本語のみを使用する旨を家庭に伝える」などの記述がみられ園によって外国籍児の母語や第二言語に対する認識は様々であった。

VI. 考察

本研究では福岡市の保育園に対して行ったアンケート調査から1外国籍児の在籍している地域、2在籍の有無、3外国籍児の年齢、国籍、4外国籍児に対して配慮していること、以上4つの項目に着目し調査結果をまとめ考察してきた。結果として福岡市の保育園における外国籍児の在園状況は全国平均に比べ10%程度高く、「外国にルーツを持つ子ども」の数を含めるとその数はさらに増加するであろうことが明らかになった。これは福岡市の近年の在留外国人数の推移や政策推進プランによる今後の都市としての展望までも含めて考えると今後さらに加速していくであろうことが予測される。また、外国籍児の在籍が多い地域は大学、日本語学校を多く抱えた「博多区」「西区」「東区」「南区」となっており、福岡市の在留外国人では「留学」の在留資格をもった留学生の数が多いたことがこの結果とつながっていることが考えられる。他の地域では在留資格「技能実習生」の増加に伴いベトナム、フィリピン、ネパールなどの在留外国人が増加している中、福岡市は中国籍の外国人が圧倒的な多数であることが大きな特徴の一つと言えるだろう。

保育園が外国籍児に関し配慮していることの項目の中では、前述してきたように中国籍の園児が多いことから中国の言語、文化、風習等に関することに対する配慮について困難さが見られることが明らかになった。福岡市にとってアジアとりわけ中国は身近な国の一つである。しかし、私たちは中国のことについて知らないことが非常に多いのである。調査結果からも英語を使用出来る職員がいるという保育園、英会話の園内研修を行っている保育園は複数あったが、中国語を使用できる職員がいるという保育園は皆無であった。通訳や翻訳機の利用、保護者同士での通訳などそれぞれの園で工夫を凝らしている部分はあるものの、ごく少数にとどまっていることから言語の壁が一つの大きな障壁となっていることは明らかである。この課題に対しては英語だけではなく多言語が使用可能な通訳や翻訳機を保育園が積極的に活用できるような仕組み作りが必要である。現在は翻訳機の性能も向上し実用的なレベルのものも多くなっている。大阪市では民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業を実施しており、翻訳機の導入にあたり経費の4分の3、1施設当たり112,000円までの補助金の交付が受けられる制度が設けられている¹³⁾。福岡市は保育現場のこういった現状を鑑み、保育者、保護者双方の言語に関する障壁を少しでも取り除いていけるよう、英語以外の言語にも現場が対応できる仕組みの導入と積極的な支援を期待したい。

そして、在籍している外国籍児の使用言語に関しては保育園によって対応に大きな違いが見られた。入園時に保護者と使用言語に関する話し合いを持っているケースもあったが、日本語が話せているので問題はないとするケースも見られた。保育園での保育活動は学習言語よりも生活言語を使用した活動が多く、一見すると園生活に問題はないように見えてしまうケースも少なくない。しかし、母語の喪失による学習言語の習得の問題は就学後の学習に影響を及ぼすことにも配慮しなくてはならない。劉(2013)らは「日本で生活する外国につながる子どもの多くは、家庭内における両親の言語(母語)と社会の主流語(日本語)との多言語環境で育つことになる。このような子どものために、言語の健全な発達を権利として保障することは緊急に求められる重

要な課題の一つである」¹⁴⁾とし、言語の習得期である幼児期に多くの時間を過ごす保育施設の役割を子どもの権利の観点からはっきりと明言している。また、伊藤（2005）は「特に、母語習得の基本ができあがる4～8歳頃までは、脳がまだ未分化の状態であるため、第二言語を習得し始める「最適期」であると同時に、使用頻度の少ない言語を喪失していく度合も大きい」¹⁵⁾と述べ、母語の保持が配慮されず言語の習得が進んでいくことへの危険性に警鐘を鳴らしている。母語の喪失は学習言語への影響、母文化形成への影響、アイデンティティの形成への影響、親子間のコミュニケーションへの影響など多岐にわたり多大な影響を及ぼす可能性がある。このことから外国籍児や外国にルーツを持つ子どもの入園時には子どもの使用言語、母語の保持に関する重要性について保護者としっかりと話し合いを持ち、家庭と園で協力しながら子どもの言語の健全な発達を保障していくことがこれからの保育施設には求められていくことになる。これには保育者のさらなる専門性を涵養していくために養成校と連携した園内研修等の実施や保育士養成課程における多文化共生保育を含めたカリキュラムの見直しなど、養成校と現場が共に学びを深めていくことが何よりも重要となっていくであろう。

本研究ではアンケート調査結果をもとに福岡市の外国籍児の在籍状況、国籍、分布等と各保育園で実施している配慮とそこにある困難さ、課題を明らかにした。そして、得られた結果をもとに英語以外の言語に関する課題、外国籍児の使用言語・母語の保持に関する課題の2点に着目し考察を行った。本アンケート調査では他にも「食事について」「宗教について」「職員の配置について」「保護者対応について」「子どもの発達について」などの項目に関して調査を行っている。今後の研究課題として、本研究で明らかになった内容をベースとしながら残りの項目についても調査結果に関する分析と考察を行い、福岡市の保育園における外国籍児の実態についてその全体像を明らかにしていきたいと考えている。

Ⅶ. 参考文献

- 1) 経済産業省「国際的な人の往来再開の段階的措置について」
<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html> (2021年12月16日閲覧)
- 2) 法務省「在留外国人統計」
https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html (2021年12月16日閲覧)
- 3) 福岡市「登録人口（行政区別）」
http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/jinkou/touroku/jinkou/TourokuJinko_kubetsu.html (2022年12月20日閲覧)
- 4) 日本保育協会（2008）「保育の国際化に関する調査研究」, 4頁.
- 5) 福岡市総務企画局（2021）「政策推進プラン（第9次福岡市基本計画 第3次実施計画）」, 93-96頁.
- 6) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2021）「外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究報告書」18頁.
- 7) 福岡市「住民基本台帳（日本人・外国人）男女別・年齢別人口」
https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/jinkou/touroku/jinkou/TourokuJinko_kubetsu.html (2022年1月25日閲覧)
- 8) 陳卓君（2018）「0～3歳の保育における中国と日本の比較研究－乳幼児保育の機関から見てきたもの－」
授業実践開発研究 第11巻, 69頁.
- 9) 李剣・木村留美子・津田朗子（2015）「在日中国人母親の子育てとその家族からの支援の特徴に関する研究」
金大医保つるま保健学会誌 Vol. 39 (1), 110頁.
- 10) 福岡市市民局総務部区政課「国籍等別外国人数（令和2年7月末現在）」
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/77398/1/202008HP01.pdf?20200831135952>
(2021年12月20日閲覧)
- 11) 九州大学「データでみる九州大学」

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/data/> (2022年1月20日閲覧)

- 12) 北九州市 (2017) 「北九州市の外国人の社会動態の動向 (資料6)」.
- 13) 大阪市 (2021) 「大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業補助金交付要領」.
- 14) 劉郷英・川上貴美恵・中田照子 (2013) 「日本における多文化・多言語環境に育つ外国人幼児の言語発達の実態と学習支援の現状と課題に関する検討：B県 A市 におけるプレスクール事業の取り組みを中心に」福山市立大学教育学部研究紀要, 1, 123-133 頁.
- 15) 伊藤克敏 (2005) 『ことばの習得と喪失』勁草書房.